

岩手県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者				居宅介護支援事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
医療法人あかね会	医療法人青樹会	上閉伊郡大槌町小鎚第14地割字蕨打直82番1	盛岡市小杉山15番3号	あかね会在宅介護支援センター	上閉伊郡大槌町小鎚第14地割字蕨打直82番1	令和8年4月6日